

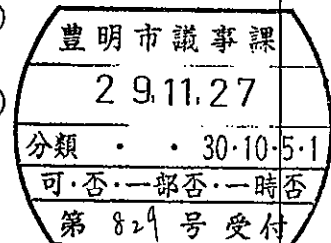
豊明市議会議長 殿

### 研修会・講演会等参加報告書

議員名 宮本 英彦

平成29年度豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
平成29年 11月15日 (水)～16 日(木)	姫路市 姫路市文 化セン ター	<p>11月15日(水)</p> <p>■基調講演 「議会改革の実績と議会力の向上一政策創造の立法部を考える」 講師 中邨 章氏 (明治大学名誉教授)</p> <p>■パネルディスカッション「議会改革をどうすすめていくか」 コーディネーター 人羅 格氏 (毎日新聞論説副委員長) パネリスト 大山 礼子氏 (駒沢大学法学部教授) 金井 利之氏 (東京大学大学院法学政治学研究科教授) 新川 達郎氏 (同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授) 川西 忠信氏 (姫路市議会議長)</p> <p>11月16日(木)</p> <p>・課題討議 「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」</p> <p>■コーディネーター 新川 達郎氏 (同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授)</p> <p>■パネリスト 目黒章三郎氏 (会津若松市議会議長) 豊田 政典氏 (四日市市議会議長) 盛 泰子氏 (伊万里市議会前議長)</p> <p>➤ 詳細は別紙</p>



(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

## 【別紙】

豊明市議会議員 官本 英彦

11月15日(水)

## ■基調講演

「議会改革の実績と議会力の向上一政策創造の立法部を考える」 講師 中邨 章氏  
(明治大学名誉教授)

1. 変わる地方議会・・・議会基本条例制定から10年  
都道府県議会の基本条例を制定した議会割合は63.8%。市議会54.6%、特別区8.7%、町村25.8%、東京都の特別区が大幅に遅れている。基本条例を作ることによって議会に関する意識、認識、知識が進化した。又、議会活動が議会報告会などにより活発になった。
2. 改革から政策創造へ・・・人口減少と地域振興  
人口減少が自治体の政策や議会活動に大きな影響を与える。現在約1800の市町村が2040年には896自治体が消滅。523自治体が人口1万人以下となる。2015年「連携中枢都市構想」が出された。
3. 地方議会のこれから・・・防災と政策創造  
議会は防災業務へ積極的な対応をすべきである。
4. 地方議会の政策展望・・・電子政府への試み  
デジタル化が進んでいる国は韓国・イスラエル・イギリス・ニュージーランド・エストニアである。これからは外部志向が強い議員、ICTを駆使できる議員、勉強する議員、昔をふりかえらない議員が求められる。

## ■パネルディスカッション「議会改革をどうすすめていくか」

- ・コーディネーター 人羅 格氏 (毎日新聞論説副委員長)
- ・パネリスト 大山 礼子 (駒沢大学法学部教授)  
金井 利之氏 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)  
新川 達郎氏 (同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授)  
川西 忠信氏 (姫路市議会議長)
- ・大山 礼子 (駒沢大学法学部教授)
  - 地方議会はなり手不足と投票率低下で危機的状況である。
  - 議会基本条例を制定しても住民の議会イメージはそれほど改善していない。
  - 国は選挙制度を変えた、地方議会も変えるべきだ。政党本位・比例代表性を導入すべきだ。
  - 首長との権限配分を見直し、政策をつくる地方議会へ。
- ・金井 利之氏 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
  - 議会基本条例は目標が目に見える状態になっていることから、議会・議員・議会事務局として、具体的に取組事項が分かりやすくなるというメリットがある。
  - それゆえ、制定自体が目標となり、「仏作って魂入れず」となりやすい。
  - 基本条例を制定しても、住民の信頼が向上するものでもなければ、議会の機能が強化されるものではない。
  - 議会改革とは、首長との権力闘争である。議会は予算審議を徹底的に行い、事実上、予算査定するぐらいの労力を掛けるべきである。
- ・新川 達郎氏 (同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授)
 

議会改革で重点を置く分野として、

  - 住民参加の観点から考えるべきで、住民代表的な観点からは卒業すべきである。
  - 住民自治は議会から進めるべき。公聴会、参考人、請願などの活用、住民との対話の手段として出前議会、出張議会、議会報告会、住民懇談会がある。議会のパブコメや世論調査で開かれた議会にすべきだ。

- ・川西 忠信氏（姫路市議会議長）
  - 平成 23 年 10 月姫路市議会基本条例を制定した。
  - 一問一答方式、反問権、議員間討議を導入した。議会報告会は導入しなかった。
  - 姫路市の「予算編成に対する会派要望」の取り組みとして、7～9 月で会派勉強会、10 月初旬要望書提出。10 月下旬ヒアリング。11～12 月会派での勉強会、1 月初旬市長へ要望書を提出している。

#### 11 月 16 日(木) 【課題討議】「議会基本条例のこれからを考える」

- ・コーディネーター 新川 達郎氏（同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授）
- ・事例報告者 目黒章三郎氏（会津若松市議会議長）
  - 豊田 政典氏（四日市市議会議長）
  - 盛 泰子氏（伊万里市議会前議長）
- ・目黒章三郎氏（会津若松市議会議長）
  - 議会改革とは議会の活性化であり、具体的には、議長選挙での『所信表明会』の実施、請願・陳情者の意見陳述の確保、『議員間討議』の導入、タウンミーティング時の「市民の声」を政策化するための仕組みづくりが重要であるが、特に、後述の 3 つが基本条例に条文化されているかがポイントである。
- ・豊田 政典氏（四日市市議会議長）
  - 議会基本条例の三本の柱は、市民との情報共有、市民参加の推進、議員間討議及び政策提案である。
  - 四日市市議会の特徴的な取り組みは、市議会モニター制度、議員政策研究会、各定例月議会における議案に対する意見募集、常任委員会の年間白書の作成である。
- ・盛 泰子氏（伊万里市議会前議長）
  - 衝撃を受けた言葉・・・「古いモノを見たければ博物館か議会へ行け」。「民主主義の発展を阻害する要因」の一つは「議論を悪とする議会の慣習」である。
  - 議会（議長）には骨格予算が無いため議長の政務活動費を活用している。あるいは、他の市町へ呼びかけて会費制で実施している。2 年間で 11 回研修会、勉強の場を作った。
  - 議会基本条例は議長を除く 23 名で特別委員会を作り、作業部会で案を作成、2017 年 3 月制定した。

#### <研究フォーラムに参加して>

1. 金井 利之氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）の講演で感銘した言葉として、議会改革とは議会基本条例を制定することではない。議会基本条例を制定しても、住民の信頼が向上するものでもなければ、議会の機能が強化されるものではない。議会改革とは、首長との権力闘争である。議会は予算審議を徹底的に行い、事実上、予算査定するぐらいの労力を掛けるべきである。議会不信が平然と表現されるのは、議会・議員に権力がないからである。本市議会の予算特別委員会も、前段での勉強会・関係資料などを改善し、全議員が一週間程度の時間をかけて予算審査（査定）すべきではないか。
2. 目黒章三郎氏（会津若松市議会議長）の、市民の声を政策化する 3 つのツールは、①市民との意見交換会、②広報広聴委員会、③政策討論会であった。本市議会は定例月議会の議案審査が中心の議会活動であり、常任委員会単位で市民の声を政策化する年間活動を設定すべきと考える。

以上